

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成30年10月22日
事業者の氏名又は名称	有限会社西日本観光(法人番号6500002015171)(代表者 楠窪雄治)
事業者の所在地	愛媛県西条市三芳886-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県西条市三芳886-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	平成30年9月13日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)乗務員台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。